

第1回 横浜市障害者施策推進協議会会議録	
日 時	平成27年11月5日(木) 10時00分～12時00分
開催場所	横浜市技能文化会館
出席者 (五十音順)	内田豊委員、大友勝委員、柏木彰委員、渋谷治巳委員、鈴木和子委員、鈴木和人委員、須山優江委員、多田葉子委員、田中梨奈委員、永田孝委員、奈良崎真弓委員、西川麻衣子委員、原田修吉委員、森和雄委員、八島敏昭委員、山田初男委員、渡邊雅子委員、和田千珠子委員
欠席者	渡部匡隆委員、荒井政明委員、井上繁委員、岩沢弘秋委員、戸塚武和委員、中根幹夫委員、平井晃委員
開催形態	公開(傍聴者1人)
議 題	<p>1 議題 障害者差別解消に係る市への提言について</p> <p>2 報告事項 (1) 住まい検討部会での検討内容の報告について (2) 第3期障害者プランの市民説明会の開催について (3) よこはま障害者共同受注総合センターの開所について (4) 障害福祉計画の進捗状況について (5) 後見的支援を要する障害者支援条例に基づく報告について</p> <p>3 その他</p>
議 事	<p>1 議題 障害者差別解消に係る市への提言について 事務局より資料1について説明した。</p> <p>渋谷委員) 大事な検討の場だと思うが、具体的にはどのような場で検討をされるのか。学校や病院で検討することは良いことだと思うが、特に学校は特別支援学校だけではなく、全ての学校で取り組むべきである。</p> <p>事務局) 学校については、教育委員会事務局が所管になるが、学校に対する障害者差別解消に関する取組については、文科省から学校教育の場についてのガイドラインが示されるので、それに基づいた対応をすることになると思う。それに合わせて本市としては、障害者差別解消検討部会(以下「差別解消検討部会」という)のみなさんからご意見をいただいているので、それを示しながら文科省のガイドラインと合わせて取り組んでいただけるように教育委員会事務局に話しをしていく。</p> <p>渋谷委員) 紛争解決の仕組み作りだが、どのようなところまで考えてい</p>

るのか。

事務局) 本市で独自の紛争解決の仕組みを作ってほしいとの提言なので、どのように実現をしていくのか、提言を受けた後で検討をしていく予定である。なるべく実務的、実践的な組織になるよう、相談の窓口だけで差別解消につながる行動にならない場合に、具体的な提案をして斡旋できるような組織を市の内部で考えていく。具体的な内容が決まったら、この障害者施策推進協議会に報告をあげていきたい。

和田委員) 最近いじめ自殺があり、いじめがあったかどうかの調査をすると必ず校長先生が言うが、亡くなった子が、「いじめられているので自殺します。」と遺書まで残しているのに、調査を行った後で、悪ふざけの一環でいじめられていると本人が勝手に思いこんでいたと学校側が発言するのはおかしいと思う。

また、寄せられた事例 23 番の事例は私が出したのだが、私としては差別を受けたと感じたので、分類が「その他」なのはどうかと思う。

事務局) 学校の件については、そのようなご意見があるということを受け止める。

分類の仕方についてだが、差別解消検討部会の中ではこのような整理をしたと事務局として認識をしていたのだが、差別解消検討部会委員でもある和田委員の方から違うとのご指摘があったので、後ほど分類についてはもう一度確認したいと思う。

西川委員) 12 ページに障害のある人となない人という形でくくられて文言があるが、そのような考えではなく、もっと大きく高齢者やこどもたちという考え方も加えてほしい。グループホーム(以下「GH」という。)に見学に行ったときに、精神のGHの中にも高齢者がいるのに、全然交流がなかった。地域の方たちがいても、地域の中にただGHが建設されているだけといった感じに見受けられた。地域の交流があったり、高齢者やこどもたちといった障害がない人たちの中でも、身近に接していて差別を受けていないかもしれないかもしれないけど、弱い立場にある人たちとの交流も進めていくべきである。

事務局) 障害のあるなしという言い方をしているが、もともとこの提言は、障害者差別解消法を受けてというということで、障害者に差別をしない社会をつくるということを前提としているので、このような表現となっている。障害を感じたりすることのないような、というところでは西川委員のおっしゃる通りだと思うので、そのような社会の実現に向けて力をつくしていきたい。

八島委員) 西川委員のご発言は、とてもいいご提案だと思う。

多田委員) 資料1の6ページ「市が取り組むべきこと」の中の取組3に「職員対応要領の策定及び職員研修に関すること」とあるが、事業所でも職員研修は最重要な課題となっている。市が取り組むべきことの中で、職員対応について記載があり、障害のある人の対応は福祉の部門ではなく、市役所の全ての部署で取り組んでいくことが必要となっている。5ページの取組2では、「場面に応じて職員が考え、臨機応変に対応をしていくことも大切」という記載があり、とても良い文章だと思った。行政にお願いしたいことはまさにこのことである。区役所と事業所と一緒に現場に同行することがあるが、いわゆるファストフード店のような対応を求めているのではなく、障害種別に合わせての対応なども含めて臨機応変に対応することが必要である。そもそも研修の中に共生社会の実現を単なる題目としないようにするために、研修の中に人権研修がどこまで入ってくるのか。マニュアルだけ、事例だけの対応を研修として取り組むのか、それとも一步踏み込んで人権研修もこの研修に入れて取り組むのか、行政だけでなく、事業所としても取り組んでいきたい。

事務局) 職員研修を今後進めるにあたっては、マニュアル的な「こうしておけば大丈夫、これさえしなければ大丈夫」という内容の研修ではなく、多くの事例をいただいたので、その事例について実際に当事者はこういうことを感じているということをお伝えしながら、自分自身で考える研修にしていきたいと考えている。

渡邊委員) 市の職員という部分では、指定管理者や補助金事業の施設は、市民や区民からすると、やはり公的機関と見られる。そのような場所の窓口や職員の教育に悩んでいるが、言葉の使い方1つでも悪印象になるので、職員研修を外部機関にも伝えられるような仕組みづくりをお願いしたい。

事務局) 指定管理者の職員に対しても、市の職員と同様に、障害について考え、配慮をしてもらう。指定管理者を指定するときにもそのような話をし、なお且つその後の運営指導の際にも伝えていきたいと考えている。

鈴木和子委員) 1つ目は、14ページの制度に関する意見の中に、配慮が必要な手続きの場面において、代読や代筆を行うことができる者の資格の新設、資格者の養成とあるが、具体的にどのように取り組んでいくのか教えてほしい。ぜひこれは行ってほしい。

2つ目は、必要な情報についてである。個人情報をも自分で確認できないため、税金のことや受給者証についても、何が書いてあるのかわからない。そのようなものについて、点訳や録音などの対応を、行政に行ってほしい。窓口でお願いしても、そういう対応についてはヘルパーやボランティアをお願いしてと言われる。確かにヘルパ

一やボランティアは貴重な人材だが、市職員としての対応として行っていただきたい。

それから最後に、これを条例化するお金はあるのか。

事務局) 代読代筆の資格の新設についてだが、これは差別解消検討部会の視覚障害の委員からの提案で、今の段階では提案を受け止めた形である。これを実現していくためにはどうしたらいいか、具体的な道筋についてはこれから検討していく。窓口での職員対応については、これから職員要領を考えていく中で、具体的にどこまでという部分を煮詰めるかと考えている。条例については、この提言の中では差別を解消するための相談・調整・あつ旋の仕組みを明確にするために、条例化してほしいと提案をいただいているので、この方向について条例化すべきかどうか、提言を受けて考えていきたいと思っている。

鈴木和子委員) 個人情報について、窓口だけで対応してほしいと言っている訳ではなく、個人情報が送られてきた際に、自分で読める形にしてほしいと申し出たときに対応していただきたいと思っている。その点の対応はどうするのか。

事務局) 今の意見についても、どこまで実際に対応ができるのかも含めて考えていきたい。

和田委員) 啓発の話だが、小学校の人権研修は、車椅子バスケットや手話など目で見て分かる障害になるが、精神障害は見た目では分かりにくい障害なので、小学生に理解してもらうのは難しい。中学生、高校生、大学生という、いわゆる統合失調症の発症世代には話をし、理解していただきたいと思っていて、キャラバン隊を組んでやりたいと仲間と話している。しかしそういうことは、校長先生やPTAなどが精神障害に理解があればできる話である。最終的に伝えたいのは障害者になったからといって、終わりじゃないということだ。

事務局) 要望として受け止める。教育委員会事務局には伝えていきたい。

2 報告事項

(1) 住まいの検討部会の中間報告について

事務局より資料2について説明した。

和田委員) 知的障害者の住まい検討部会はあるが、精神障害者の住まいの検討部会はないのか。

自分の家が老朽化に伴い引っ越しを急遽強いられ、退去することになったのだが、次の引っ越し先が決まるまで、9か所も探してやっと見つかった。精神障害者もしくは生活保護であると分かると受け入れない現状があるが、その点はどう思っているのか。

事務局) 精神障害者の住まいの検討は、推進協議会とは別の精神保健福祉審議会が本市の附属機関としてあり、その中の部会として精神障害者の住まいの検討部会を上半期に開催した。その中で、入院している方、GHにいる方が、実際の住まいの場としてアパートなどを希望されている方がどれぐらいいるのか、まずは実態把握をしていくとが必要であるという結論になった。精神障害者の住まいの在り方については、知的障害者とは違うような展開になると思われるので、違う検討の場が必要と考えている。今後は実態調査を受けた検討の場を作っていきたい。

奈良崎委員) まず1点目は、この資料は当事者向けのわかりやすい版は作る予定なのか。例えばグループホームの記載も、「GH」だったり、「グループホーム」と記載してあったりするので、同じ言葉は共通の記載にしてほしい。

2点目だが、これは差別だなと思ったことがあり、事務局が今説明したときの委員の言い方が、差別解消部会の石渡委員は「石渡先生」と言うのに、住まいの検討部会の志賀委員のことは「志賀さん」と言っている。「さん」と「先生」だと差別になると思う。

事務局) 差別解消部会の石渡さんは、大学の教授なので、つい先生と呼んでしまった。志賀さんは国立施設の職員なので、志賀さんと言ってしまった。どのように呼ぶかは考えていけなくてはいけないとご指摘を受けて思った。

知的障害者のための分かりやすい版だが、中間報告の段階では、考えはそこまで及んでいない。最終的には、実際には知的障害の方も理解できるようなものを作っていかなければならないと思ったところだ。まだ発想がそこまでいっていないということを反省しながら、今後考えていく。

山田委員) 行政の報告書はこうなってしまうんだなと思ったことが、最近カタカナ言葉が増えていて、当たり前のようにカンファレンスやレスパイトなど記載がされているが、分からない人は分からないと思うので、言葉を日本語にできないものか。

事務局) 知的障害者の住まい検討部会の会議では、支援者同士の議論だったので、専門用語が共通言語になっていた。誰にでも分かりやすい言葉を使っていかなければならないと思った。日本語に直した場合に、逆に支援者に渡すものとしてちゃんと伝わるものなのかどうかも考えながら作っていく。

多田委員) 私たちの法人は入所・GH・短期入所・日中活動など、全ての現場をもっている法人である。住まいの検討部会ということで、既に現状については議論されているかと思うので、法人の現状までは省略するが、私たちの法人だけでなく、横浜市の知的障害等施設

協議会の場でも前回中間報告をいただいたが、この場でも現場レベルの話がたくさん出た。現在抱えている問題は障害者施設だけでなく、高齢者施設もそうだが、人材不足につきる。住まいを支えるために、どれだけ人材育成、研修等が必要なのか、現場では切実である。当然のことだが、研修にかかる時間、人材育成にかかる時間は、利用者がいる現場ではできないことがたくさんある。それから全ての現場が連携していく必要があると感じているが、それにもやはり時間が必要である。この時間をつくるためには、当然現場の人材が不足してしまう。現場の中で研修ができればいいが、現実的にはありえない。現場がぎりぎりの状態や不足した状態で支援をしていくと、当然残る現場は疲弊をしていく。そういう意味では、虐待というような問題を起こしてしまったりなど、あってはならないような現場の実態もある。疲弊とそれを安直に結びつけることではないが、住まいの場を保障していくために、ハード面では横浜市は全国からとても良いと称賛を得るが、そこに人がいなければ、そして支援する人がただそこにいただけでなく、研修を受けた人権意識の高い職員を作っていかなければいけない。器だけが広がっていても、今言われていることは中身の問題であり、一番の課題である。支援方法のスキルとか、支援の標準化などの前に、ここを何とかしなければならぬというのが、現場の率直な意見である

事務局) 福祉職場の人材不足は全国でも深刻な問題である。一方で、現状をきちっと国に報告して、報酬面などから改革をしていくことが必要であると思っている。なかなか現状をそのままにして改善といっても進まないのも、新たな取り組みを見せつつ、それと合わせて改善を進めていくことが近道だという思いもあるので、新しい仕組みを作りながら改革することに取り組んでいきたい。今まで法人の中で完結していた知的障害の生活のサイクルを支えるというものを、法人の枠を超えて、体制の弱い法人もオール横浜市で支えていきたい。

奈良崎委員) 1つ目は、知的障害者の住まい検討部会の委員に知的の本人がいないのはなぜか？

2点目は現在当事者のピアカウンセリングをやっているのだが、知的障害者で犯罪をした人が入っているGHに行ったが、犯罪をした人とその他の人の間でいじめが起こっていて問題になっている。知的障害の人たちが刑務所から出てきた場合の地域移行はどうか、ぜひ調査してほしい。横浜市でもそのようなGHが増えているので、どう思っているのか。

事務局) 知的障害者の住まい検討部会は強度行動障害の支援をどうするかというところで、それに関わる支援体制に主眼をおいて検討させ

ていただいた。

刑法犯罪に関わった方の住まいについては、また別のテーマとして考えていかなければならない。ご意見を受け止めさせていただく。

報告事項 2

報告事項 2 について事務局より説明をした。

質問なし。

報告事項 3

報告事項 3 について事務局より報告をした。

奈良崎委員) 2点質問がある。まず1点目はこのリーフレットの表紙の絵って何か意味があるのか。仕事を作業所等にお願いするのであれば、この絵も本人に応募して書いてもらった方がいいのではないか。

2点目は、仕事をお願いしたときに手数料とか送料がかかるのか分からない。このリーフレットでは注文方法や製品の値段も分からないので不親切である。昔、在宅障害者援護協会(以下「在援協」という。)が作成していたリーフレットの方がまだ分かりやすい。事務局) 絵に関してのご指摘だが、運営法人の社会福祉協議会が作っているので、どのような経過で作ったかわからないのでご理解いただきたい。

2点目の質問について、奈良崎委員のおっしゃっているのは在援協が作成していた「ハートメイド」というパンフレットのことかと思うが、この共同受注総合センターのパンフレットは、個別の製品を買うためのカタログではなく、清掃・封入作業等をまとめて発注したい事業所が、このよこはま障害者共同受注センター(以下「共同受注センター」という。)を利用して発注するものになっているので、このような形になっている。

鈴木和人委員) 170 というのは共同受注センターに登録している施設の数かと思うが、実際の受注の件数及び、受注ができなかった件数はどれぐらいあるのか。

共同受注センターの方では、ただ依頼があったものに対して、「受けられます、受けられません」だけでなく、質の向上や、どうやって受注を増やしていくかなど、積極的な展開をお願いしたい。

事務局) 平成 27 年 9 月 30 日現在で、相談件数は 85 件、その内、受注につながったのは 28 件である。受注に結びつかなかった件数は 47 件で、残り 10 件は調整中である。数字だけ見ると、なかなか受注

に結びついていないのが現実である。共同受注センターが始まって半年で、現在市役所からの発注が多く、主に印刷の発注が多い。しかし発注の内容や仕様が、事業所で対応できないケースが多いので、発注側には今後理解を求めていく予定である。

森委員) 共同受注センターの運営をしている障害者支援センター長として意見だが、現在はまだ始まって数か月なので、しばらく様子を見ていただきたい。とはいえ、障害者支援センターの職員も営業活動をしたことがないので、営業のやり方が分からない状態である。そのため営業の方法を学ぶために、11月から外部の講師を招いて学んでから、営業活動に入りたいと思っている。我々の存在を知っていただくことから始めなくてはいけないので、また来年このような機会があったら、きちんとした成果を皆様にお示しできるかと思う。

報告事項4

報告事項4について事務局より説明した。

奈良崎委員) 資料5の退院可能な精神障害者の地域生活への移行の表について、地域移行者数の内訳について、平成25年度ではGHは12名に対し、平成26年度は7名である。また居宅についても平成25年度は4名に対し、平成26年度は15名である。この差は何なのか教えてほしい。

事務局) 地域生活の移行先としてGHや居宅など、いくつか選択肢があると思うが、年度における差というのは、特別な理由がある訳ではなく、支援をしている中で、その方が地域生活への移行に一番ふさわしい先が、たまたまGHであったり、自宅であったりなど、一緒に地域移行先を考えた結果がこのような結果だったということで捉えていただければと思う。

報告事項5

報告事項5について事務局より説明した。

質問なし。

その他

渋谷委員) 先ほどの差別解消だが、この問題を考えていく中で、学校はとても大事である。自分で学校を選べないし、合理的配慮が足りない。障害のあるなしに関係ないという意味でも、子どものころから同じクラスにいることが大切だと思う。健康福祉局は、そのことについて積極的ではない気がする。ぜひ、学校と連携していってほしい。

	<p>い。</p> <p>事務局) 今回の渋谷委員の意見だが、今回の提言が全てではない。当事者委員のご自身の体験に基づくもので、その他にも様々な体験をしている当事者は大勢いるので、その方々の思いを受け止めながら進めていくべきと考えている。特に教育の場面ということだが、今回の提言の中にあるように、障害のある方との交流を深めていくとあるので、実践の中で少しでも障害のある方の思いを受けとめるということを広めていきたい。</p> <p>渋谷委員) 同じクラスにすることが大事だと思うので、ぜひ受け止めていく。</p> <p>事務局) そういうことも含めて、教育委員会事務局に伝えていく。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料1 事例の公表について (報告)</p> <p>資料2 「市への提言」の構成 (案)</p> <p>資料3 「市への提言」の記載内容の検討</p> <p>資料4 これまでの検討部会での意見等</p> <p>参考資料 松島委員提供資料</p>